

ID: 192

担当部署: 建設部 都市建設課

|  |                                |         |       |
|--|--------------------------------|---------|-------|
| 処分の概要  | 助成金の返還                         |         |       |
| 例規名<br>根拠条項  | 長門市小規模道路改良事業等の助成に関する条例施行規則 第8条 |         |       |
| 例規番号   | 平成17年規則第133号                   |         |       |
| <p><b>【根拠条文】</b><br/> (助成金の返還)<br/> 第8条 市長は、助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 助成金を事業目的以外に使用したとき。<br/> (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。<br/> (3) その他不正の行為があったとき</p> <p><b>【基準】</b><br/> 根拠条文に同じ。</p> |                                |         |       |
| 備考   |                                |         |       |
| 設定年月日  | 平成 27 年 5 月 7 日                | 最終変更年月日 | 年 月 日 |